

令和元年度 第3回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 次第

日時 令和2年3月9日（月）午後6時00分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

(1) 諮問第4号

個人住民税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の
再実施における重点項目評価書の第三者点検について

(2) 報告第1号

特定個人情報保護評価（PIA）取組状況

(3) 報告第2号

死者に関する情報の考え方及び運用の見直しについて

(4) 報告第3号

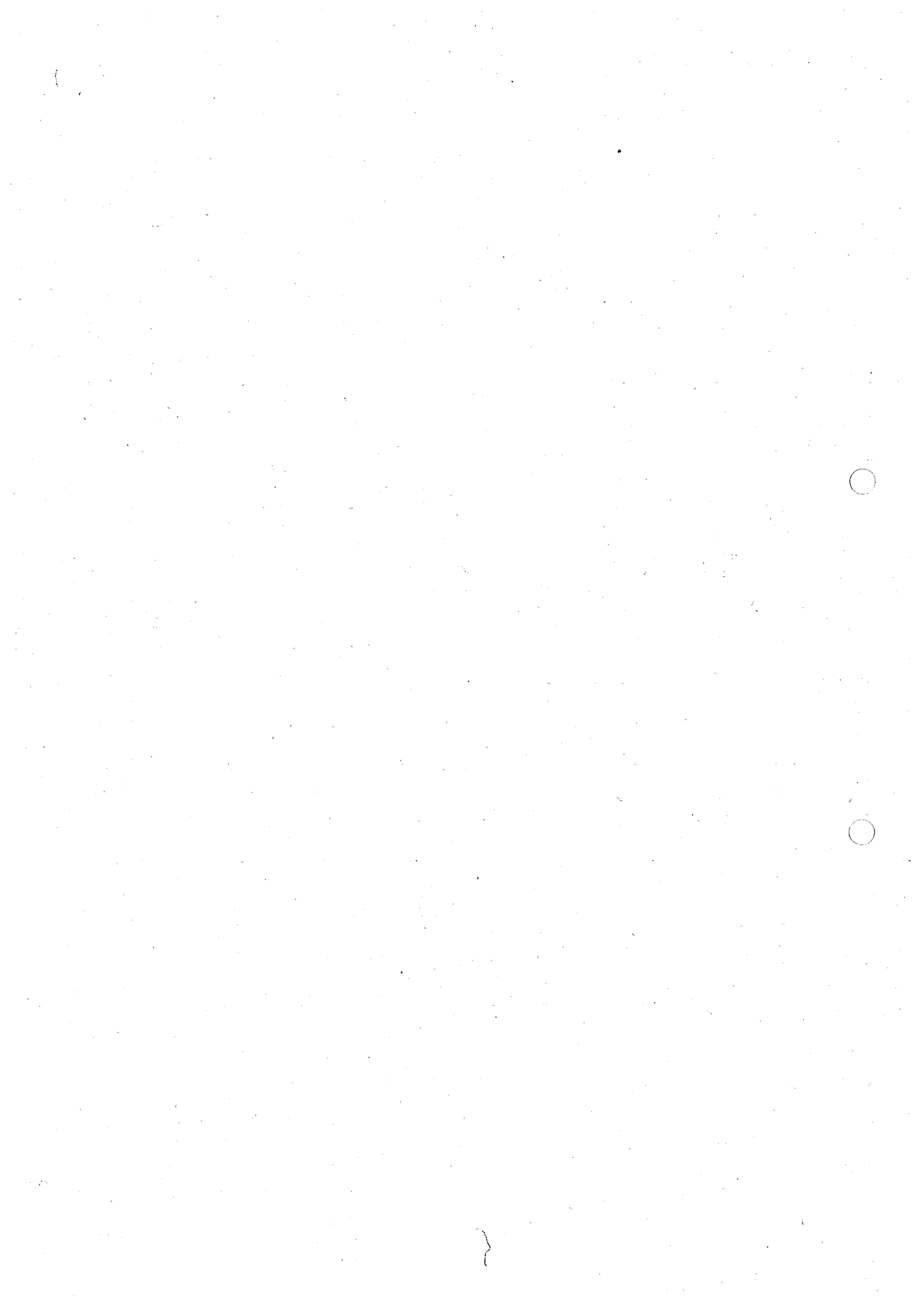
個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱の公表等につ
いて（情報提供）

3 その他

4 閉会

令和元年度(情運)諮問第4号 添付資料一覧

資料番号	資料名	備考	頁
第4-1号	特定個人情報保護評価の概要	平成30年5月 個人情報保護委員会事務局	1
第4-2号	特定個人情報保護評価 第三者点検のポイント		11
第4-3号	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)		13
第4-4号	特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)		21
第4-5号	システム構成イメージ		63



特定個人情報保護評価の概要

平成30年5月
個人情報保護委員会事務局



目次

1. 特定個人情報保護評価の意義	1
2. 特定個人情報保護評価の実施主体	2
3. 特定個人情報保護評価の対象	3
4. 特定個人情報保護評価の実施手続	8
特定個人情報保護評価計画管理書	9
しきい値判断	10
基礎項目評価	11
重点項目評価	12
全項目評価	13
5. 特定個人情報保護評価の実施時期	15
6. 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	18

特定個人情報保護評価の意義

特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

根拠法令等

- 番号法 第27条・第28条
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- 特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）

1

特定個人情報保護評価の実施主体

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者（行政機関の長等）のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関
- 独立行政法人等
- 地方独立行政法人
- 地方公共団体情報システム機構
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

特定個人情報ファイルの「保有」とは…

- 特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有する、事実上支配している状態のこと。
- 番号法別表第一（第9条関係）の下欄に掲げる事務の処理に関して特定個人情報を保有する場合のほか、行政機関の長等が番号法第19条第12号から第16号までのいずれかに該当するなどして、特定個人情報ファイルを保有する場合も含まれる。

実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者がとりまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。

2

特定個人情報保護評価の対象

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表第一に掲げる事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。
 - ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれら準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - イ 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務
 - ウ 対象人数が1000人未満の事務
 - エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

3

特定個人情報ファイルとは

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。
- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。

(1) 「個人情報ファイル・個人情報データベース等」とは

個人情報ファイル・個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合体であって、

- ア 個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの
- イ 電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル双方を含む。

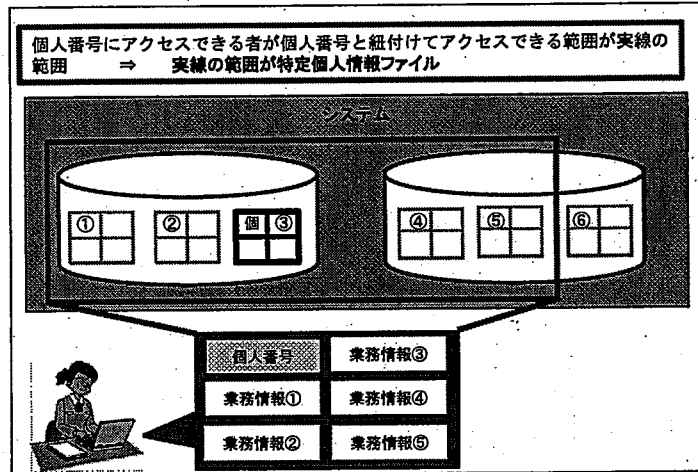
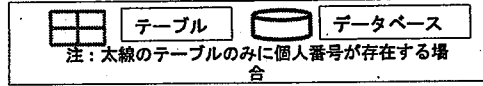
※ ただし、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

4

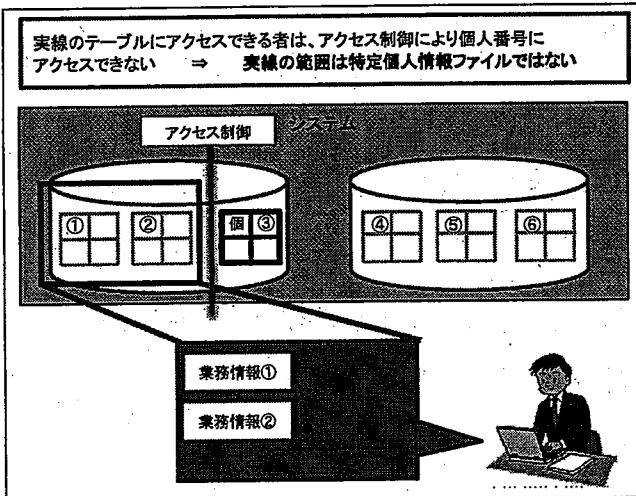
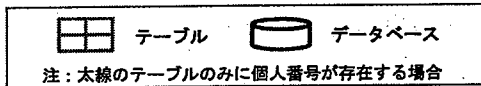
3

(2) 「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」とは

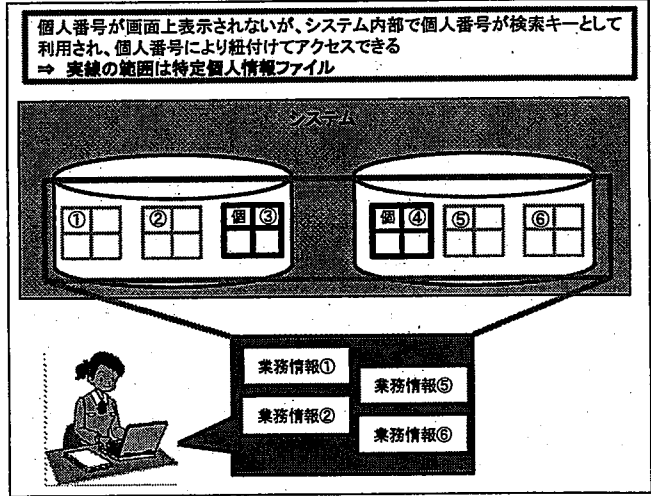
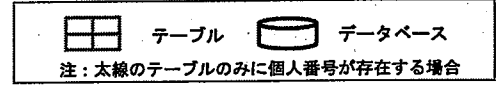
○ 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。（評価指針の解説P34）



○ アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。（評価指針の解説P35）

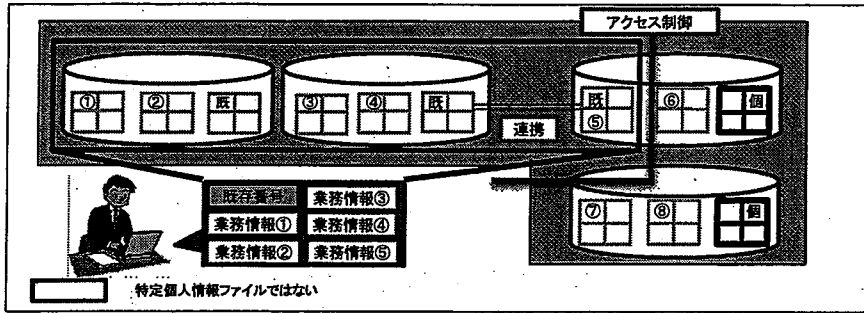


○ 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合は、特定個人情報ファイルに該当する。（評価指針の解説P38）

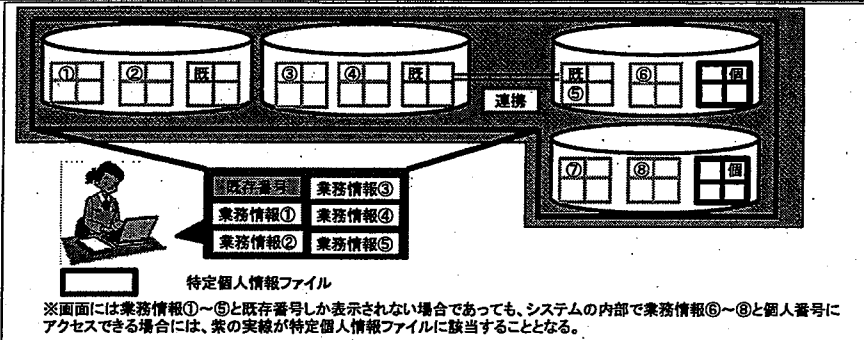


(3) 既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

- 既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。(評価指針の解説P40)



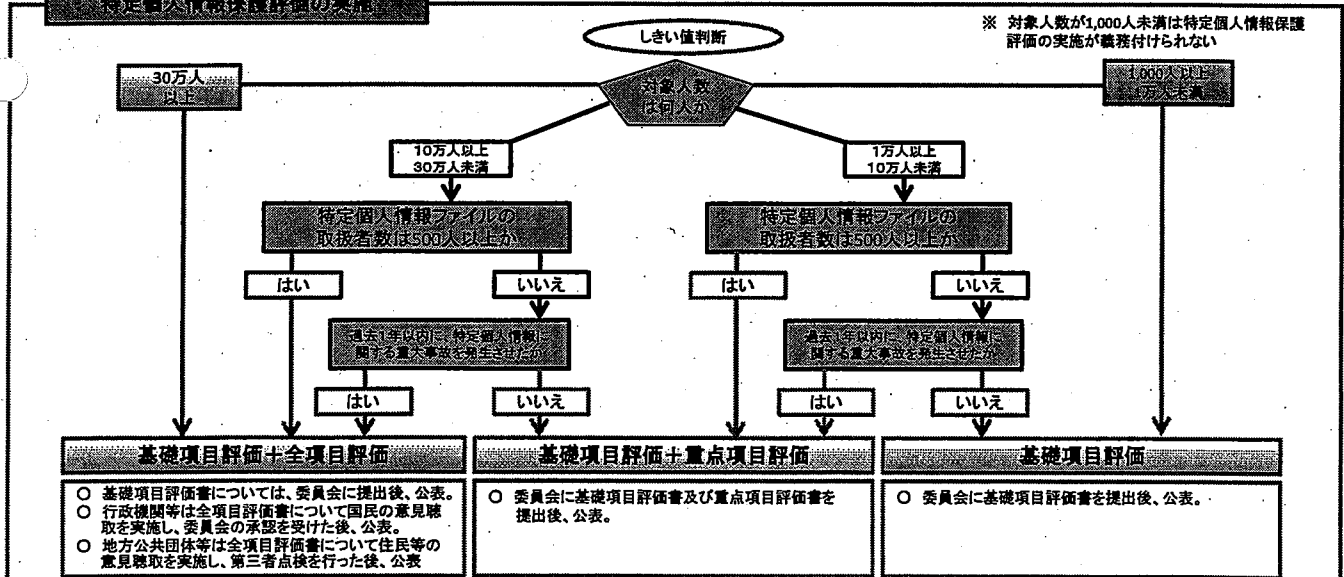
- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。(評価指針の解説P40～41)



特定個人情報保護評価の実施手続

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実行



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

特定個人情報保護評価計画管理書

記載事項

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号

法令上の根拠

事務の名称

システムの名称

情報連携

基礎項目評価

前回実施日

次回実施予定日

しきい値判断

重点項目／全項目評価

前回実施日

次回実施予定日

備考

担当部署

(別添1) システム概要図

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

目的

○ 特定個人情報ファイルを取扱う事務とシステムの全体像を把握し、特定個人情報保護評価を実施する事務の単位を適切に判断

○ 特定個人情報保護評価の適切な計画及び管理

手続

○ 作成は「評価実施機関単位」

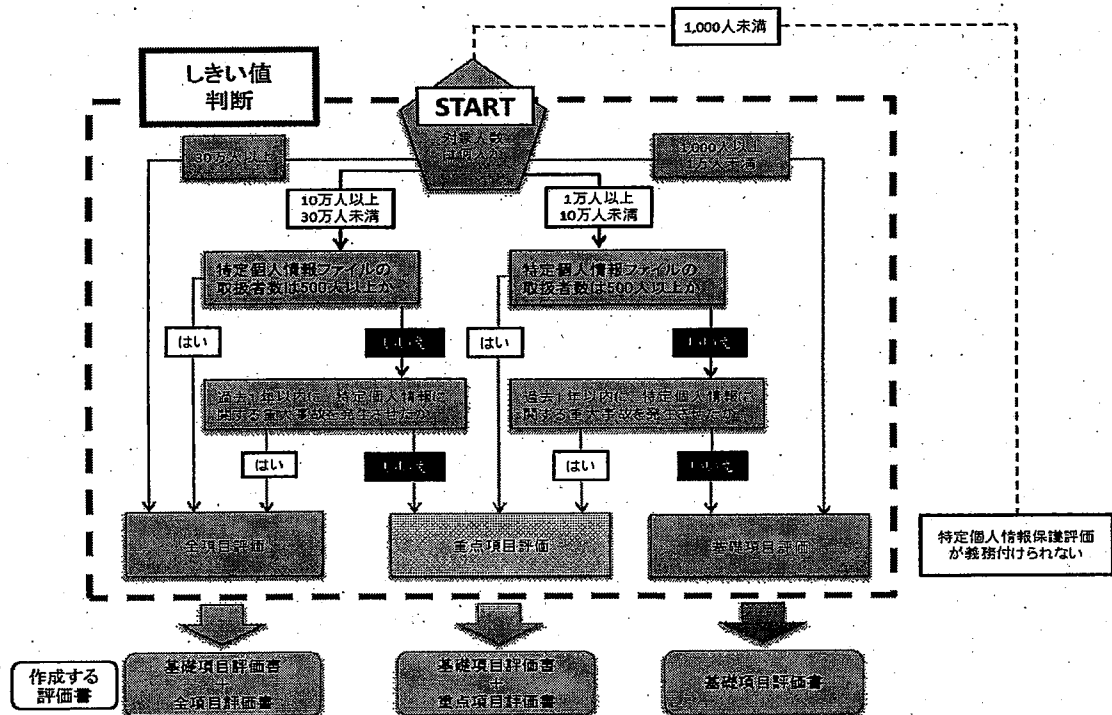
○ 最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成し、特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に併せて提出

○ 特定個人情報保護評価書を提出するたび、更新して委員会へ提出

○ 非公表

9

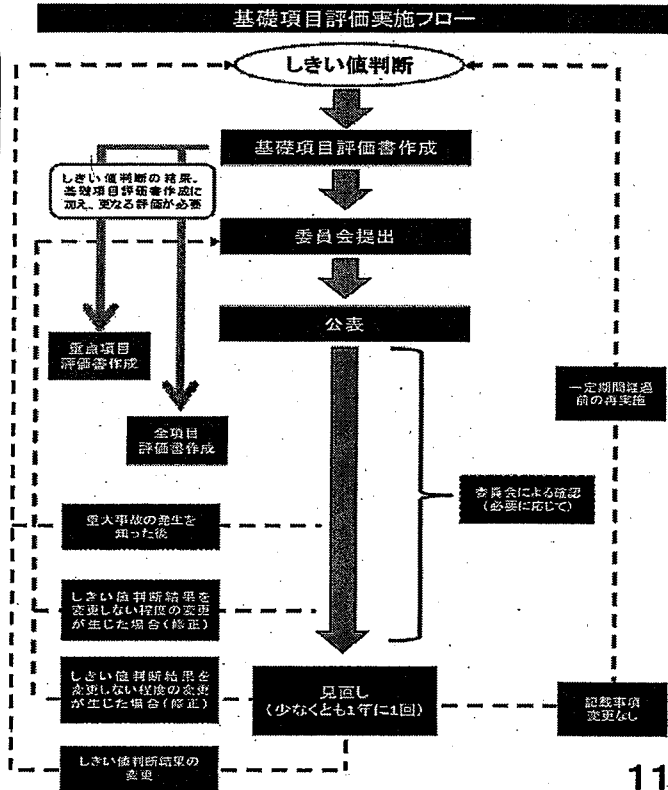
しきい値判断



基礎項目評価

記載事項

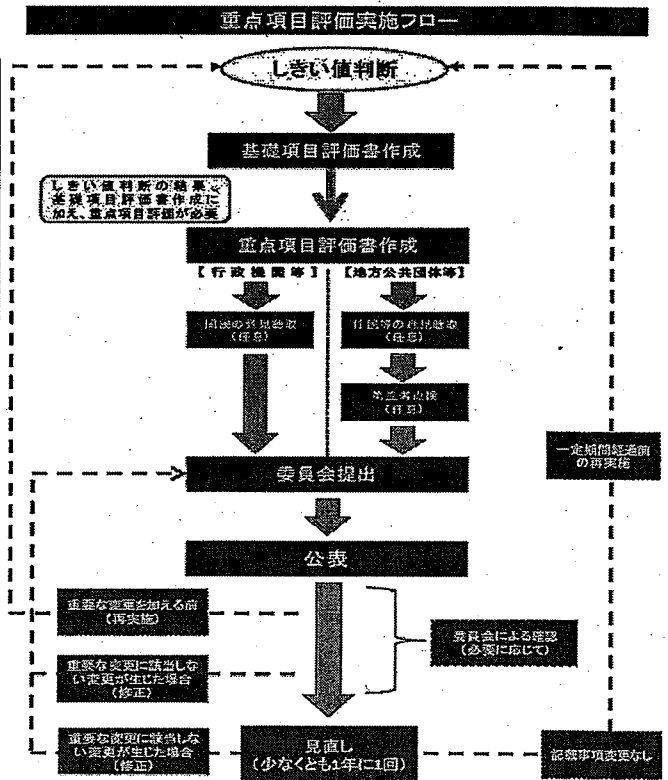
- I 関連情報
- II しきい値判断項目
 - 1. 対象人数
評価対象の事務の対象人数は何人が
 - 2. 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
 - 3. 重大事故
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果
- IV リスク対策
 - 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
 - 8. 監査
 - 9. 従業者に対する教育・啓発



重点項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III リスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
 - 8. 監査
 - 9. 従業者に対する教育・啓発
 - 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続

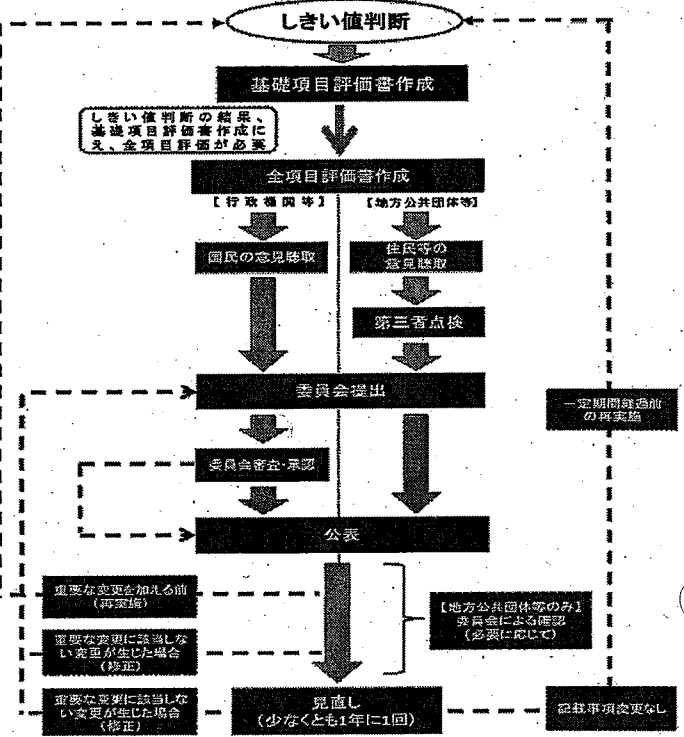


全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業員に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



第三者点検

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に**第三者点検を受ける必要がある**。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性(個人情報の保護や情報システム)を有する外部の第三者によることも可。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。
- 個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

指針(第10 1(2))

第10 委員会の関与
 1 特定個人情報保護評価書の承認
 (2) 審査の観点
 委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性
 この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
 ・しきい値判断に誤りはないか。
 ・適切な実施主体が実施しているか。
 ・公表しない部分は適切な範囲か。
 ・適切な時期に実施しているか。
 ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
 ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

イ 妥当性
 特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。
 ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
 ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
 ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
 ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
 ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

特定個人情報保護評価の実施時期

1. 新規保有時

- **特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。**(特定個人情報保護評価の実施とは**評価書の公表まで**を指す。) ※ 災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

・**遅くともプログラミングの開始前の適切な時期に、特定個人情報保護評価を実施する。**



(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

・システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施する。

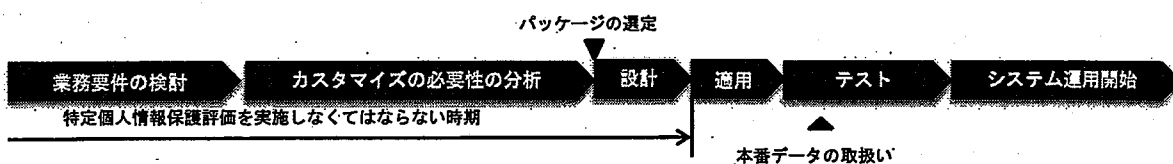


15

(3) パッケージシステムを適用する場合の実施時期

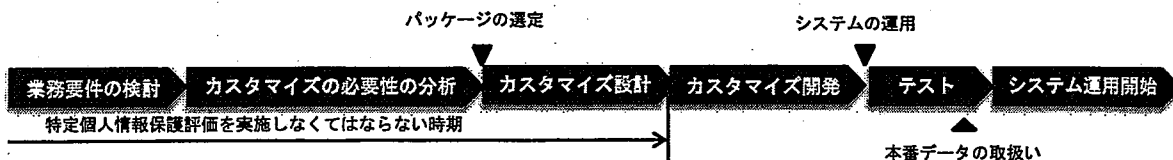
ア ノンカスタマイズの場合

・システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



イ カスタマイズの場合

・カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



16

2. 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
- (1) 特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
 - (2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
 - (3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。

		基礎項目評価	重点項目評価／全項目評価
評価の再実施	重要な変更 (個人番号の利用、特定個人情報の使用目的等)	—	重要な変更を加える前に再実施が必要
	しきい値判断の変更	—	新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合、速やかに再実施が必要
	一定期間(5年)経過前	評価を再実施するよう努める	
修正	重要な変更にあたらぬ変更	速やかに修正し委員会へ提出した上で公表が必要	
	評価書の見直し	少なくとも1年に1度、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努める。	
	<行政機関のみ> 事前通知事項の変更	必要なし	変更前に修正

17

特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
- ・ 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがあることから、情報連携を行うことを禁止している。(番号法第28条第6項、第21条第2項第2号)
 - ・ 個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。
- 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの実態が特定個人情報保護評価書の記載に反していた際は、個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。

18

特定個人情報保護評価 第三者点検のポイント(指針第10(2)を参照)

特定個人情報保護評価指針10(2)を参照し、第三者点検の主な確認ポイントとして事務局にて作成

	項目	主な確認部分
適合性	(1)しきい値判断に誤りはないか。	基礎項目評価書中、Ⅱしきい値判断項目
	(2)適切な実施主体が実施しているか。	重点項目評価書中、評価実施機関名、Ⅰ基本情報6及び7
	(3)公表しない部分は適切な範囲か。	※本区は、評価書全てを公開
	(4)適切な時期に実施しているか。	※個人住民税の賦課・徴収に関する事務(前回実施 H27.4.22)
	(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	※全項目評価書は、パブリックコメント及び第三者点検が必須。本区では、重点項目評価書についても第三者点検を任意実施
	(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について、検討し、記載しているか。	※重点項目評価書の各項目について、必要に応じ記載があるかを確認
	その他	—
妥当性	(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	重点項目評価書中、評価実施機関名、Ⅰ基本情報6及び7
	(8)特定個人情報の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	重点項目評価書中、Ⅰ基本情報の記載は具体的か。 重点項目評価書中、Ⅱ特定個人情報ファイルの概要の取扱いプロセスは具体的か。
	(9)特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	重点項目評価書中、Ⅲリスク対策において、入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去の各プロセスについて
	(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	①リスクの特定は適切か。 ②リスクに対する措置の記載は具体的か
	(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③リスクに対する措置は妥当なものか。 ④自己点検・監査、従業者に対する教育を行っているか。
	(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	※重点項目評価書の全体を通じての評価
	その他	—

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課・徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区総務部税務課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	<p>・個人住民税とは、地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以下、「個人住民税」という。)である。賦課期日(1月1日)に文京区に居住する者に対して、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書、特別区民税・都民税申告書(以下、「住民税申告書」という。)等の課税資料を基に税額を計算し賦課決定する。</p> <p>・個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人住民税には、区市町村が課すことのできる市町村民税(以下、「特別区民税」という。)と、都道府県が課することのできる道府県民税(以下、「都民税」という。)が存在する。</p> <p>特別区民税および都民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、都民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収とあわせて賦課徴収等を行う」とされていることから、特別区民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。(具体的な特定個人情報の流れを別紙1に記す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条) ②納税義務者、特別徴収義務者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2 等) ③個人住民税の賦課決定に際し、障害者控除関係情報・生活保護に関する情報の確認(情報提供ネットワークシステムによる情報連携) ④他区市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムによる情報連携) ⑤課税標準額の算出、個人住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条 等) ⑥個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条) ⑦地方税法第22条に反することのない所得情報の提供及び移転
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人住民税システム 2. 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 3. 中間サーバプラットフォーム 4. 審査システム(eLTAX) 5. 国税連携システム 6. 宛名管理システム 7. 証明発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条(利用範囲) ・別表第一第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項 (27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項。	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-3812-7111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-3812-7111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	I 関連情報>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務>②事務の概要	③～(情報提供ネットワークの利用を想定)	③～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年7月11日	同上	④～(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)	④～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年7月11日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	-	項の追加 38、85の2	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年7月11日	I 関連情報>5.評価実施機関における担当部署>②所属長	総務部税務課長 志賀 美知代	税務課長 小池 陽子	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年7月11日	(別紙1)事務の内容	⑤～(H29.7以降は情報提供ネットワークシステムの利用)	⑤～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年7月11日	II さい値判断項目-1.対象人数、2.取扱者数-いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成30年9月13日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	項の削除 117 120	項の追加 119	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成30年9月13日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成30年9月13日	(別紙1)事務の内容	⑥～(地方税法294条の3)	⑥～(地方税法第294条第3項)	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
	I 関連情報>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務>②事務の概要	削除 ⑦徴収金の収納管理事務 ⑧徴収金の滞納整理事務 修正 ⑨地方税法第22条に～	⑦地方税法第22条に～	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	I 関連情報>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務>③システムの名称	削除 2.収納管理システム 3.滞納管理システム 修正 4.団体内～ 5.中間サーバー～ 6.審査システム～ 7.国税連携～ 8.宛名管理～	2.団体内～ 3.中間サーバー～ 4.審査システム～ 5.国税連携～ 6.宛名管理～ 7.証明発行システム 追加	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	I 関連情報>2.特定個人情報ファイル名	削除 2.収納情報ファイル 3.滞納情報ファイル	-	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	項の削除 119	項の追加 20、53、120	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II しい値判断項目>1.対象人数・2.取扱者数>いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	IVリスク対策>8.監査>実施の有無	追加	[O]自己点検	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	(別紙1)事務の内容	地方税電子化協議会、他	地方税共同機構、他因式修正・追記	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課・徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区総務部税務課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収に関する事務
②事務の内容	<p>・個人住民税とは、地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以下、「個人住民税」という。)である。賦課期日(1月1日)に文京区に居住する者に対して、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書、特別区民税・都民税申告書(以下、「住民税申告書」という。)等の課税資料を基に税額を計算し賦課決定する。</p> <p>・個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人住民税には、区市町村が課すことのできる市町村民税(以下、「特別区民税」という。)と、都道府県が課すことのできる道府県民税(以下、「都民税」という。)が存在する。</p> <p>特別区民税及び都民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、都民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収とあわせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、特別区民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。(具体的な特定個人情報の流れを別紙1に記す。)</p> <p>①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条) ②納税義務者、特別徴収義務者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2 等) ③個人住民税の賦課決定に際し、障害者控除関係情報・生活保護に関する情報の確認(情報提供ネットワークシステムによる情報連携) ④他区市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムによる情報連携) ⑤課税標準額の算出、個人住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条 等) ⑥個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条) ⑦地方税法第22条に反することのない所得情報の提供及び移転</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1. 当初課税(※)準備</p> <p>(1)納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。</p> <p>(2)総括表作成機能 総括表を作成する。</p> <p>(3)申告書出力機能 課税対象者に対する住民税申告書を出力する。</p> <p>(4)課税資料登録機能 納税義務者等より提出される課税資料を登録する。</p> <p>(※)当初課税:課税資料に基づき、5月または6月に行う賦課決定のこと</p> <p>2. 当初課税</p> <p>(1)当初課税 申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。</p> <p>(2)扶養否認登録 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。</p> <p>(3)納税管理人登録 当初課税対象者が死亡等となった場合に、納税管理人(※)を確認し登録を行う。</p> <p>(4)当初通知書作成 ・納税義務者宛の当初納税通知書を作成、通知する。 ・住民登録がないが居住の実態があり課税した者について、住民登録がある区市町村へ通知する。</p> <p>(5)通知情報登録 文京区に住民登録があるが、居住の実態が他区市町村である場合、当該区市町村が課税を行う。その旨の課税 通知を受領し情報を登録する。</p> <p>(6)調定表(当初)出力 当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。</p> <p>(※)納税管理人:納税義務者本人に代わり納税に関する一切の手続きを行う者</p> <p>3. 更正</p> <p>(1)未申告/修正申告受付登録 未申告者に対する通知の作成、及び未申告者からの申告書、または修正申告書等を受け、登録する。</p> <p>(2)異動情報受付登録機能(特別徴収義務者) 特別徴収義務者からの異動届出を受け、徴収方法の変更を行う。</p> <p>(3)減免申請受付登録 減免の申請を受け、審査結果を登録する。</p> <p>(4)更正(税額変更) 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。</p> <p>(5)更正通知書作成 税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成、通知する。</p> <p>(6)調定表(更正)出力</p> <p>4. 発行</p> <p>(1)各種証明書発行 課税(非課税)証明書を作成、交付する。</p> <p>(2)通知書発行 納税通知書、納税変更通知書、所得照会書等を作成、通知する。</p> <p>5. 照会</p> <p>(1)賦課情報照会 ・課税台帳より、所得、控除、税額、期割等を照会する。 ・事業所情報を照会する。</p> <p>6. 統計</p> <p>(1)統計情報作成機能 東京都に報告するための各種統計情報資料を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム
②システムの機能	<p>【団体内統合宛名管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 団体内統合宛名番号管理 <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2. 宛名情報管理 <ul style="list-style-type: none"> 氏名・住所などの情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3. 中間サーバ連携 <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバ、児童手当システム、保育システム、生活保護システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、就学システム、戸籍システム、予防接種システム、母子保健システム)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバプラットフォーム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号の管理 <ul style="list-style-type: none"> 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号」(以下、「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会 <ul style="list-style-type: none"> 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介し、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システムとの接続 <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等の記録の管理 <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報(連携対象)の照会または提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、保管及び管理する。 6. 情報提供データベースの管理 <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有及び管理する。 7. データ送受信 <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8. セキュリティ管理 <ul style="list-style-type: none"> セキュリティを管理する。 9. 操作者認証及び権限の管理 <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限や操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理 <ul style="list-style-type: none"> バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[O] その他 (団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム)</p>

システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>給与支払報告書、年金支払報告書及び納税義務者の転勤等の届出を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムで下記機能を有し、地方税共同機構を經由して連携が行われる。ただし、審査システムにより連携された情報は、媒体等で個人住民税システムへ連携するため、個人住民税システムとの回線を通じた接続はない。</p> <p>1. 審査業務</p> <p>(1) 税務担当者認証 審査システムの利用認証として、ユーザID、パスワードの入力を行う。</p> <p>(2) 受信結果照会 検索条件を基に申告データ一覧の表示等を行う。</p> <p>(3) 申告書審査・照会 申告データの内容を表示し、必要に応じて職権訂正等を行う。</p> <p>(4) 申告データ印刷 申告データ等を印刷する。</p> <p>(5) 利用者通知 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信、照会を行う。</p> <p>(6) 利用届出審査 利用届出データ等の内容を表示し、審査状況等の更新を行う。</p> <p>(7) 申請、届出データ審査、照会 申請、届出データの表示、更新、印刷等を行う。</p> <p>(8) 特別徴収税額通知書 特別徴収税額通知データの送信を行う。</p> <p>(9) 寄附金特例通知書 寄附金特例通知データの受信を行う。</p> <p>2. 運用管理</p> <p>(1) 税務担当者認証 審査システムの利用認証として、ユーザID、パスワードの入力を行う。</p> <p>(2) ファイル入出力 税務システム連携用の各種ファイルの出力及びXML(※)等データのチェック、作成、送信を行う。</p> <p>(3) 税務担当者管理 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う。</p> <p>(4) 団体回付データ受信、送信 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等結果の確認を行う。</p> <p>(※)XML(Extensible Markup Language):テキストに記述するためのコンピュータ言語群を創るために汎用的に使うことができる仕様</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンター(地方税共同機構))</p>

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>国税連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ、源泉徴収義務者データ)を国税庁と地方公共団体間で連携するために、下記機能を有し、地方税共同機構を經由して連携が行われる。ただし、国税連携システムにより連携された情報は、媒体等で個人住民税システムへ連携するため、個人住民税システムとの回線を通じた接続はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国税連携データ配信業務 国税庁から送信された連携データを地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする業務及び、扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバに送信する業務。 2. 国税連携データ照会業務 『国税連携データ配信業務』によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。 3. 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する機能及び扶養是正情報等データを電子化する。 4. マスタ管理業務等 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (地方税ポータルセンター(地方税共同機構))</p>

システム6	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1. 口座振替管理 納税義務者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。 2. 名寄せ 宛名番号が異なる同一個人データのデータの名寄せを行う。 3. 住民登録外者のデータ登録 文京区内に住民票はないが、居住実態のある納税義務者情報を登録する。 4. 送付先・納税管理人情報管理 ・税目ごとに送付先を管理登録する。 ・納税管理人の送付先情報を登録する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (団体統合宛名(中間サーバコネクタ)システム)
システム7	
①システムの名称	証明発行システム
②システムの機能	1. 帳票の作成機能 課税(非課税)証明書、納税証明書を作成する機能。 2. 既存システムとの連携機能 個人住民税システムと連携し、証明書の発行に必要なファイルを連携する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名

1. 課税情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	---

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項 (27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項。

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	総務部 税務課長

7. 他の評価実施機関

—	
---	--

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1. 課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で文京区に住所を有する個人、文京区内に事業所或いは家屋敷を有する個人、または、文京区に住民登録はないが居住の実態があつて所得にかかる各申告書(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)を提出した者及びその被扶養者。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条及び第45条の2、地方税法第294条及び第317条の2等に基づき申告情報を保有し、賦課するため。 【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)】 個人住民税システム及び中間サーバとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)ファイル)において、課税の対象となる者の連携に必要な情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):文京区において、個人を一意に識別するために独自の宛番号を保有する。 ・基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 ・連絡先(電話番号等):手続き内容について確認する等、本人と連絡をするため保有する。 ・その他住民票関係情報:納税義務者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 ・国税関係情報:個人住民税賦課に必要な所得税情報確認のため保有する。 ・地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分及び課税の元となる所得、控除情報、課税情報を保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報:所得控除確認のため保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護非課税判定のため保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:年金特徴判定のため保有する。 ・雇用・労働関係情報:給与支払者を把握するため保有する。 ・年金関係情報:年金所得情報を把握するため保有する。 【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)】 個人番号、団体内統合宛番号、基本4情報、個人住民税システム及び中間サーバとの連携を行い、課税の対象となる者及びその扶養者に対して、適正な各種行政サービスを受けられるようにする必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	税務課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、公的年金等支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンター(地方税共同機構))							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワークシステム(Local Government Wide Area Network) (以下、「LGWAN」という。))							
③使用目的 ※		<p>◆個人住民税の課税漏れや二重課税を防ぎ、適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。</p> <p>【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)】 個人住民税システム及び中間サーバとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)ファイル)において、課税の対象となる者の連携に必要な情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携する必要がある。</p>							
④使用の主体	使用部署	税務課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50px;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>I. 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う。 ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている個人で、文京区内に住所がない者 ・文京区内に住民票はないが、居住実態のある者</p> <p>II. 給与支払報告書の登録 ・事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>III. 公的年金支払報告書の登録 ・年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>IV. 確定申告書の登録 ・税務署、市町村窓口、e-tax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として個人番号を利用する。</p> <p>V. 新規課税 ・申告情報等の各資料の合算を行う際に他の申告等との名寄せ条件として使用し、課税台帳を作成する。</p> <p>VI. 更正 ・申告書・申請書等に記載された個人番号で検索し、対象者の特定を行い税額等の更正を行う。</p> <p>VII. 通知 ・納税通知書等を本人宛に通知する。</p> <p>VIII. 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ) ・個人住民税システム及び中間サーバとの連携を行う。 ・団体内統合宛名番号と個人住民税システムの宛名番号を紐付ける。 ・基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</p>							
情報の突合		<p>課税資料記載内容及び提示された身分証明書記載内容と文京区が保有する情報を突合し、基本4情報である氏名、生年月日、性別、住所に加え、個人番号を利用して本人確認並びに個人特定における正確性を担保する。</p> <p>【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)】 本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)ファイル)を更新する際に受領する課税情報に関する更新データと団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)ファイルを個人番号で突合する。</p>							
⑥使用開始日		平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	システムの運用保守業務	
①委託内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	オペレーション業務	
①委託内容	各種処理の実行や帳票の印刷	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	バックアップデータの遠隔地保管業務	
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管業務 ※バックアップデータが保管されたコンテナは、文京区が管理している鍵で施錠した状態で保管する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ワンビシアーカイブス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4	申告情報のデータ入力	
①委託内容	申告情報のパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社データサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項5		審査システム(eLTAX)に関する業務
①委託内容		ネットワーク経由で提供される各種システム機能の運用支援
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (59) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (29) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先
①法令上の根拠	別紙2のとおり
②提供先における用途	別紙2のとおり
③提供する情報	別紙2のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙2のとおり
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	特別徴収税額決定・変更時
提供先3	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。
③提供する情報	扶養控除関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	月1回程度

移転先1	必要部署(別紙3のとおり)
①法令上の根拠	文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第2項および第3項(地方税法第22条に抵触しない事務)
②移転先における用途	別紙3のとおり
③移転する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙3の業務に必要な範囲
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>◆文京区では課税情報ファイルを磁気ディスクで複製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ室内にデータとして保管している。</p> <p>①時間外の庁舎内執務室は、セキュリティロックをかけているドアで管理している。</p> <p>②サーバ室へは常時、入退室カードの利用申請簿に記入の上、入退室カードを受け取り、その入退室カードによってサーバ室のドアを開け入退室する。</p> <p>③職員は毎日、入退室カードが返却されたことを確認の上、施錠できる部屋に保管する。</p> <p>④入退室のログを記録し、入退室カードの利用申請簿と共に1年間保管する。</p> <p>⑤サーバ室内は防犯カメラにより記録し、外付けハードディスクに約1か月分の記録を残している。</p> <p>◆バックアップデータについては、施錠したコンテナに入れ同時被災の可能性が極めて低い遠隔地倉庫で保管している。</p> <p>◆コンテナを施錠した鍵は、情報政策課内の施錠したキャビネット内に保管する。</p> <p>◆保管業者は、以下のセキュリティ対策を講じている。</p> <p>①特殊施錠機能及び盗難防止装置を備えた専用の集配車両で運搬する。</p> <p>②GPSにより、常に集配車両の位置情報を把握している。</p> <p>③保管構内外に設置したカメラによる、24時間、365日の監視体制を取っている。</p> <p>④3重(入構、入館、入室)のアクセス管理システムを取っている。等</p> <p>◆紙による税資料については、受領から保管までの流れをマニュアルで定めており、最終的に施錠管理された場所で保管されている。</p> <p>【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)における措置】</p> <p>◆時間外の庁舎内執務室はセキュリティロックをかけているドアで管理している。さらに入退室カードを使用した入退室管理及び防犯カメラによる管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>◆不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、さらに認証(ログイン)したユーザに対する認可(処理権限の付与)機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログの記録運用)を行っている。</p> <p>【中間サーバプラットフォーム(※)における措置】</p> <p>◆中間サーバプラットフォームはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳格に管理する。</p> <p>◆特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>(※)中間サーバプラットフォーム:サーバ、データベースやネットワーク(回線)等の基盤群</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆課税情報ファイル

1. 課税年度 2. 宛名番号 3. 個人番号 4. 指定番号 5. 課税区分 6. 資料区分 7. 資料管理番号 8. 控除対象配偶者区分
9. 配偶者未成年区分 10. 障害区分 11. 老人・寡婦・勤労学生区分 12. 特定扶養 13. 年少扶養 14. 同居老人扶養 15.
老人扶養 16. その他扶養 17. 特別障害者人数 18. 普通障害者人数 19. 専従青白区分 20. 営業等所得 21. 農業所得
22. 不動産所得 23. 利子所得 24. 配当所得(所得税) 25. 給与所得 26. 雑所得 27. 総合短期譲渡所得 28. 総合長期譲
渡所得 29. 一時所得 30. 長短期一時所得1/2 31. 分離短期譲渡特別控除前(一般) 32. 分離短期譲渡所得(一般) 33. 分
離短期譲渡特別控除前(軽減) 34. 分離短期譲渡所得(軽減) 35. 分離短期譲渡課税所得 36. 分離長期譲渡特別控除前(一
般) 37. 分離長期譲渡所得(一般) 38. 分離長期譲渡特別控除前(特定) 39. 分離長期譲渡所得(特定) 40. 分離長期譲渡
特別控除前(軽減) 41. 分離長期譲渡所得(軽減) 42. 分離長期譲渡課税所得 43. 分離株式譲渡所得(一般) 44. 分離株式
譲渡所得(上場) 45. 分離株式譲渡所得 46. 分離株式譲渡課税所得 47. 山林所得特別控除前 48. 山林所得 49. 山林課
税所得 50. 退職所得 51. 退職課税所得 52. 総合課税所得 53. 総合短期譲渡特別控除前 54. 総合長期譲渡特別控除前
55. 一時所得特別控除前 56. 先物取引所得 57. 先物取引課税所得 58. 分離配当所得 59. 分離配当課税所得 60. 株式
譲渡繰越控除 61. 先物取引繰越控除 62. 雑損失繰越控除 63. 純損失繰越控除 64. 山林純損失繰越控除 65. 居住用財
産繰越控除 66. 変動所得 67. 前年変動所得 68. 前々年変動所得 69. 臨時所得 70. 平均課税対象額 71. 居住用財産譲
渡損失 72. 純損失 73. 雑損失 74. 総所得金額等 75. 公的年金所得 76. その他雑所得 77. 免税所得 78. 特例肉用牛
所得(売却額) 79. 非課税所得 80. 特例肉用牛課税所得 81. 営業等収入 82. 農業収入 83. 不動産収入 84. 利子収入
85. 配当収入 86. 給与収入 87. 雑収入(公的年金) 88. 雑収入(その他) 89. 退職収入 90. 専従者給与収入 91. 先物取
引収入 92. 分離株式譲渡収入(一般) 93. 分離株式譲渡収入(上場) 94. 分離配当収入 95. 総合短期譲渡収入 96. 総合
長期譲渡収入 97. 一時収入 98. 分離短期譲渡収入(一般) 99. 分離短期譲渡収入(軽減) 100. 分離長期譲渡収入(一般)
101. 分離長期譲渡収入(特定) 102. 分離長期譲渡収入(軽減) 103. 山林収入 104. 旧個人年金保険料 105. 旧長期保険
料 106. 社会保険料 107. 寄附金支払額(特例控除) 108. 寄附金支払額(市区町村指定) 109. 寄附金支払額(都道府県指
定) 110. 短期保険料 111. 旧一般生命保険料 112. 地震保険料 113. 新一般生命保険料 114. 新個人年金保険料 11
5. 介護医療保険料 116. 寄附金支払額(所得税) 117. 寄附金支払額(地方税) 118. 控除金額 119. 雑損控除 120. 医療
費控除 121. 社会保険料控除 122. 小規模共済掛金控除 123. 生命保険料控除 124. 損害保険料控除 125. 寄附金控除
(住民税) 126. 寄附金控除(所得税) 127. 老年者控除 128. 寡婦・寡夫控除 129. 勤労学生控除 130. 障害者控除 13
1. 配偶者控除 132. 配偶者特別控除 133. 扶養控除 134. 基礎控除 135. 配偶者合計所得 136. 専従者控除合計額 13
7. 地震保険料控除 138. 配当控除 139. 所得控除合計 140. 住宅取得等特別控除 141. 政党等寄附金特別控除 142. 災
害減免額 143. 外国税額控除 144. 定率減税額 145. 分離短期譲渡特別控除(一般) 146. 分離短期譲渡特別控除(軽減)
147. 分離長期譲渡特別控除(一般) 148. 分離長期譲渡特別控除(特定) 149. 分離長期譲渡特別控除(軽減) 150. 山林所
得特別控除 151. 総合譲渡特別控除 152. 一時所得特別控除 153. 住宅耐震改修特別控除 154. 住宅借入金等特別控除
可能額 155. 電子証明書等特別控除 156. 住宅借入金等特別控除見込額 157. 長期優良住宅新築等特別税額控除 158.
バリアフリー特例控除 159. 認定NPO法人等特別税額控除 160. 差引所得税額 161. 配当割 162. 株式譲渡所得割 163.
特定支出控除 164. 退職所得控除額 165. 外国税額控除対象額(都道府県民税) 166. 外国税額控除対象額(市区町村民税)
167. 投資・リース税額控除 168. 均等割額 169. 所得割額 170. 年税額 171. 普通徴収税額 172. 特別徴収税額 17
3. 年金特徴税額 174. 分離短期譲渡所得税額 175. 分離長期譲渡所得税額 176. 分離株式譲渡所得税額 177. 山林所得
税額 178. 退職所得税額 179. 総合所得税額 180. 先物取引所得税額 181. 分離配当所得税額 182. 還付充当可能額
(配当割・譲渡割) 183. 特例肉用牛所得税額 184. 人的調整控除額 185. 所得割調整額 186. 減税前所得割額 187. 減
税前均等割額 188. 氏名 189. 住所 190. 生年月日 191. 性別 192. 世帯番号 193. 続柄 194. 世帯主名 195. 居住
区分 196. 生活扶助認定状況 197. 住民登録地住所 198. 住民でなくなった日 199. 配偶者氏名 200. 扶養者氏名 201.
専従主氏名 202. 世帯外被扶養者 203. 配偶者の宛名番号 204. 扶養者の宛名番号 205. 専従主の宛名番号 206. 世帯
外被扶養者の宛名番号 207. 配偶者の個人番号 208. 扶養者の個人番号 209. 専従主の個人番号 210. 世帯外被扶養者
の個人番号 211. 扶養区分 212. 居住実態等調査状況 213. 処理年月日 214. 職員番号 215. 特例適用配当所得 216.
特例適用利子所得 217. 上株等配当等繰越控除 218. 特例医療費控除

◆団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)ファイル

1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別 5. 個人番号 6. 団体内統合宛名番号 7. 宛名番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

1. 課税情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>◆対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p>①賦課期日(1月1日)時点で文京区に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という。)より情報の移転を受けており、対象外の住民に対する情報入手が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、異動対象者のリストを出力し、確認を行っている。</p> <p>②①に該当しない者からの申告があった場合は、居住実態に関する調査結果に基づき課税対象者としている。</p> <p>③課税対象でない者の資料の情報は、該当区市町村を調査し、データ若しくは紙媒体にて該当区市町村へ情報を伝達している。</p> <p>④課税対象者の登録処理及び課税資料の入力処理時は、処理を行った者以外の職員が再度確認を行うダブルチェックの体制をとっている。</p> <p>◆必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <p>①課税資料については、地方税法等により記載項目・様式が定められており、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</p> <p>②個人住民税システム上においても、賦課に必要な情報のみ取り込むことが出来る仕様となっている。</p> <p>③正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</p> <p>【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)に対する措置の内容】</p> <p>本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)ファイル)の入手元は個人住民税システムに限られるため、文京区の該当項目に関するリスク対策は、上記◆必要な情報以外を入手することを防止するための措置と同一となる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>◆宛名システム等における措置の内容 宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないよう、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。また、番号利用事務(システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。</p> <p>◆事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ①個人番号利用事務以外の部門において既存住基システムを利用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号がマスク表示された状態となるような仕組みが施されている。 ②個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによるアクセス制御を実施している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
----------	-----------	-------------------	-----------

具体的な管理方法	<p>◆ユーザIDによる識別とパスワード、生体認証による認証(ログイン)を実施しており、認証(ログイン)後は処理権限の付与により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ◆不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス対策ソフトの導入を行っている。</p> <p>【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)における管理方法】 ◆団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)では、ユーザID・パスワード・生体認証による認証(ログイン)を行い、認証(ログイン)後は操作権限に応じて、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制御することで、不正使用が行えないよう対応している。 ◆団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)では、利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末からの使用ができないように対応している。</p>
----------	---

その他の措置の内容	—
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ◆複製データへのアクセス権限については、情報システム部門の職員以外には行えない。
- ◆複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証はユーザIDとパスワードで実施する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人情報の保護に関する法令を遵守し、特定個人情報を適切に取り扱うこと。 ◆契約の業務に関して知り得た特定個人情報の内容を他に漏らしたり、不当な目的に使用しないこと。(契約が終了又は解除された後も同様) ◆契約の目的以外の利用や第三者への提供を行わないこと。 ◆文京区の承諾なしに複写や複製を行わないこと。 ◆特定個人情報の閲覧者、更新者を制限するとともに、使用する者を申請すること。 ◆利用するユーザID、パスワードを第三者に提供しないこと。 ◆文京区は、必要があると認められたときは、この契約に関して取り扱う特定個人情報の管理状況について立ち入り調査を行うことができること。 ◆契約に係る業務のため収集、作成した特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損があった場合は、直ちに文京区に報告すること。 ◆これらの規定に違反した場合は、事実を公表することができる。さらに、受託業者が文京区民等の第三者や文京区に損害を与えたときは、受託業者はその損害にかかる費用を負担すること。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆同一機関内における税情報の移転及び同一地方公共団体内の他機関における税情報の提供は、番号法、地方税法及び個人情報保護条例に則り決められた範囲内に限定している。 ◆同一機関内における税情報の移転及び同一地方公共団体内の他機関における税情報の提供の際は、提供先の各担当課より税情報の利用協議書を提出してもらうこととしており、利用協議書の内容を調査した上で、必要な情報のみの提供を許可している。 ◆同一機関内における税情報の閲覧は、根拠法令・目的等を明記した書面を閲覧の都度提出してもらい、その内容を確認したうえで許可している。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)における措置】
 ◆団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)では、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。
 ◆団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)では、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。

【中間サーバ・ソフトウェア(※1)における措置】
 ◆情報照会機能(※2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※3)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
 ◆中間サーバの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能(※4)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1) 中間サーバ・ソフトウェア: 中間サーバ上で動作するプログラム等のソフトウェア類
 (※2) 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能
 (※3) 照会許可照会リスト: 番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの
 (※4) 中間サーバの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能: 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能

リスクへの対策は十分か

[十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

【団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)における措置】
 ◆団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)では、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。
 ◆団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)では、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。

【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】
 ◆情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。
 ◆情報提供機能により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。
 ◆DV(ドメスティック・バイオレンス)やストーカー対応等の特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。
 ◆中間サーバの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

リスクへの対策は十分か

[十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバ・ソフトウェアにおける措置】

1. 中間サーバの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われているリスクに対応している。

【中間サーバプラットフォームにおける措置】

1. 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの関係は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
2. 中間サーバと団体についてはVPN(※)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
3. 中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを最小化する。

(※)VPN:インターネットや通信事業者が持つ公衆ネットワーク(回線)を使用して拠点間を接続する場合に、仮想的に、専用ネットワーク(回線)を使用して接続する技術

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したが	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。 ◆1年に1度の割合で、対象職員に対し情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ◆新たに採用された非常勤職員に対し最初に情報セキュリティに関する研修を実施している。 ◆違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ◆受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。 <p>【中間サーバプラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中間サーバプラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ◆中間サーバプラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

--

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-3812-7111 ※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいいます。
②請求方法	文京シビックセンター2階 行政情報センターにて受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-3812-7111
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】

①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—

3. 第三者点検 【任意】

①実施日	令和2年3月9日
②方法	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会による点検を実施
③結果	

(別添2) 変更箇所

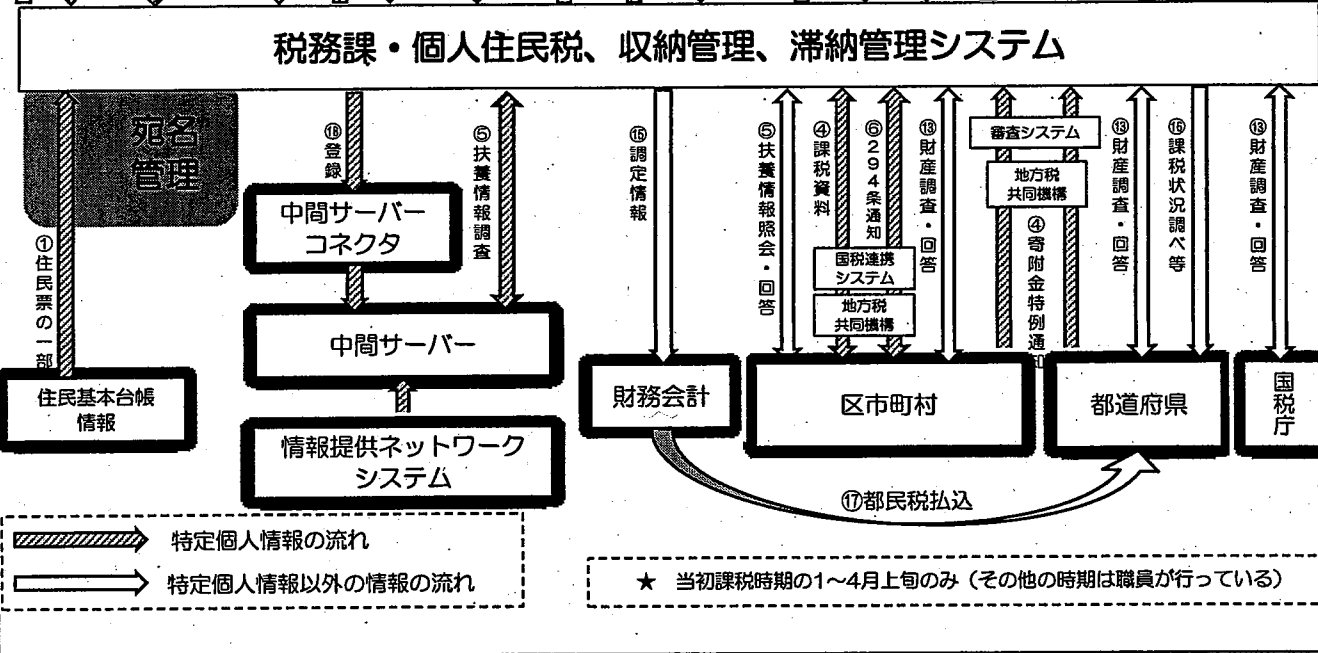
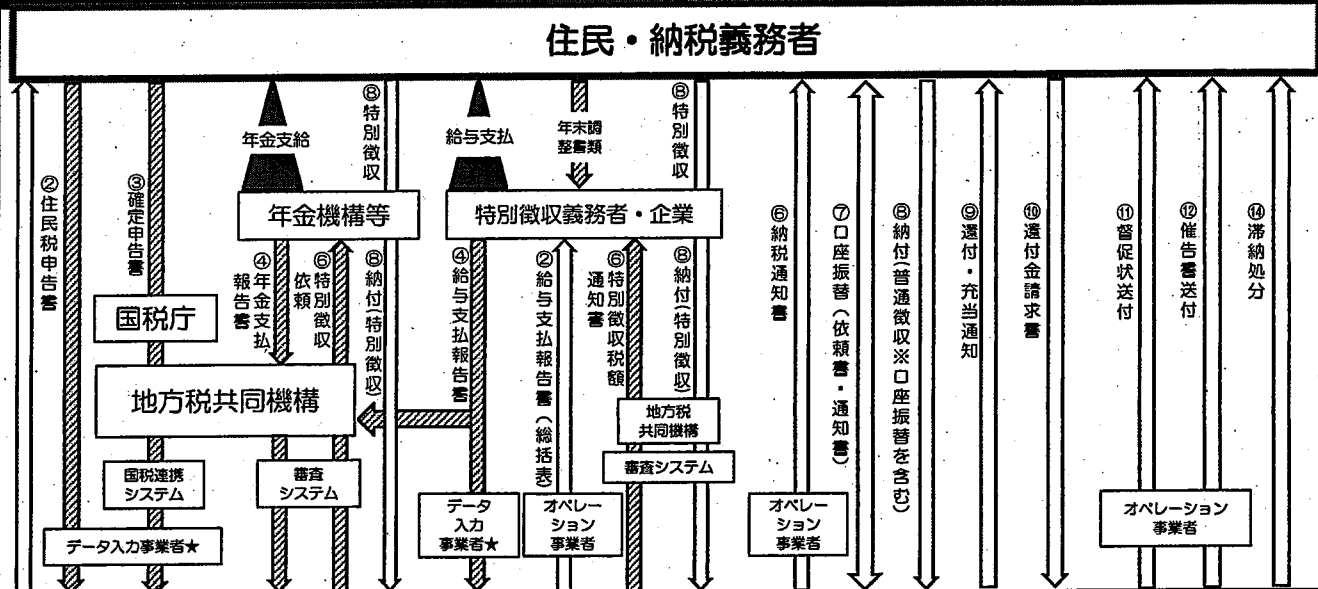
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月16日	課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先1	-	業務の追加 項番13「国民健康保険滞納整理」	事前	
平成27年12月16日	課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先1	-	業務の追加 項番24「保育業務(子ども・子育て支援)」	事前	
平成29年7月11日	I 基本情報>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務> ②事務の概要	③~(情報提供ネットワークの利用を想定)	③~(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	同上	④~(情報提供ネットワークの利用を想定)	④~(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	I 基本情報>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携> ②法令上の根拠	-	項の追加 38、85の2	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	I 基本情報>6. 評価実施機関における担当部署> ②所属長	総務部税務課長 志賀 美知代	税務課長 小池 陽子	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	(別紙1) 事務の内容	⑤~(H29.7以降は情報提供ネットワークシステムの利用)	⑤~(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	(別紙2) 特定個人情報の提供	-	項目の追加 No.20(番号法別表第2の38項)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	同上	-	項目の追加 No.41(番号法別表第2の85項の2)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	(別紙1) 事務の内容	⑥~(地方税法294条の3)	⑥~(地方税法第294条第3項)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	課税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く)> 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	I 基本情報>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携> ②法令上の根拠	項の削除 117、120	項の追加 119	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	(別紙2) 特定個人情報の提供	項目削除 57(厚生労働大臣以下) 項目修正 58(根拠法令 番号法別表第2の120項)	57 ①根拠法令 番号法別表第2の119項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月13日	滞納情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く)➤提供 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成30年9月13日	Ⅲ リスク対策(課税情報)➤ 6.情報提供ネットワークシステム との接続➤リスク1➤リスク に対する措置の内容	(※3)照会許可照会リスト:番号法別表第2 及び第19条第14号~	(※3)照会許可照会リスト:番号法別表第2 及び第19条第16号~	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成30年9月13日	(別紙2)6	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登 録又は障害児入所給付費~	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給 付費~	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成30年9月13日	(別紙2)50	独立行政法人日本学生支援機構法による学 費の貸与に関する~	独立行政法人日本学生支援機構法による学 費の貸与及び支給に関する~	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成30年9月13日	(別添1)ファイル記録項目➤ 団体内統合宛名(中間サーバ ー)ファイル	項目削除 5.通称(想定)、9.世帯コード(想 定)、 10.続柄(想定)、11.異動年月日(想定)	-	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成30年9月13日	課税情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く)➤移 転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の事務を利用す るため同法第9条第2項による条例を予定 (地方税法第22条に抵触しない事務)	文京区行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例第4条第2項 および第3項 (地方税法第22条に抵触しない事務)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
平成30年9月13日	(別紙3) 滞納情報移転情報	-	項目の追加	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
	I 基本情報➤1.特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務➤ ②事務の概要	削除 ⑦徴収金の収納管理事務 ⑧徴収金の滞納整理事務 修正 ⑨地方税法第22条に~	⑦地方税法第22条に~	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出
	I 基本情報➤2.特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム➤シ ステム2-3	削除 システム2 収納管理システム システム3 滞納管理システム	-	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出
	I 基本情報➤2.特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム	修正 システム4 ①システムの名称 「団体内統合宛名(中間サーバ ー)システム」 追加 システム4 ③他のシステムとの接続	修正 システム2 ①システムの名称 「団体内統合宛名(中間サーバ ー)システム」 追加 システム2 ③他のシステムとの接続 「~予防接種システム、母子保健シ ステム」	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出
	同上	修正 システム5 ①システムの名称 「中間サーバプラットフォーム」	修正 システム3 ①システムの名称 「中間サーバプラットフォーム」	事後	特定個人情報保護評価書の再 実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	同上	<p>修正 システム6 ①システムの名称 「審査システム(eLTAX)」</p> <p>システム6 ②システムの機能 地方税電子化協議会</p> <p>追加 システム6 ②システムの機能 1.審査業務</p> <p>修正 ③他のシステムとの接続 〔○〕その他(地方税ポータルセンター (地方税電子化協議会))</p>	<p>修正 システム4 ①システムの名称 「審査システム(eLTAX)」</p> <p>システム4 ②システムの機能 地方税共同機構</p> <p>追加 システム4 ②システムの機能 1.審査業務</p> <p>(8)特別徴収税額通知書の 送付</p> <p>(9)寄附金特例通知書の 受信</p> <p>修正 ③他のシステムとの接続 〔○〕その他(地方税ポータルセンター (地方税共同機構))</p>	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出
	同上	<p>修正 システム7 ①システムの名称 「国税連携システム」</p> <p>追加 システム7 ②システムの機能 一般社団法人地方税電子化協議会</p> <p>修正 ③他のシステムとの接続 〔○〕その他(地方税ポータルセンター (地方税電子化協議会))</p>	<p>修正 システム5 ①システムの名称 「国税連携システム」</p> <p>追加 システム5 ②システムの機能 ・～扶養は正情報等データ、源泉徴収 義務者データを～ ・地方税共同機構</p> <p>・1.国税連携データ配信業務 ～できるよりにする業務及び、扶養 正情報等データを国税庁サーバに 送信する業務。</p> <p>・3.団体間回送業務 ～等データを電子化する。</p> <p>修正 ③他のシステムとの接続 〔○〕その他(地方税ポータルセンター (地方税共同機構))</p>	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出
	同上	修正 システム8 ①システムの名称 「宛名管理システム」	修正 システム6 ①システムの名称 「宛名管理システム」	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出
	I 基本情報>2.特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務に おいて使用するシステム		<p>追加 システム7 ①システムの名称 「証明発行システム」</p> <p>システム7 ②システムの機能 1.感票の作成機能 誤税(非課税)証明書、納税証明書 を作成する機能。</p> <p>2.既存システムとの連携機能 個人住民税システムと連携し、証明 書の発行に必要なファイルを連携す る機能。</p> <p>③他のシステムとの接続 〔○〕税務システム</p>	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報＞3.特定個人情報ファイル名	削除 2.収納情報ファイル 3.滞納情報ファイル	1.課税情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	I 基本情報＞5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携＞②法令上の根拠	項の削除 119	項の追加 20、53、120	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞3.特定個人情報の入手・使用＞①入手元	追加	【○】その他(地方ポータルセンター(一般社団法人地方税電子協議会))	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞3.特定個人情報の入手・使用＞⑤使用方法	VII 通知・納税通知書等へ個人番号を記載して本人宛に通知する。	VII 通知・納税通知書等を本人宛に通知する。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無	4件	5件	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	追加	委託事項5: 審査システム(ELTAX)に関する業務 ①委託内容: ネットワーク経由で提供される各種システム機能の運用支援 ②委託先における取扱者数: 10人未満 ③委託先名: 日本電気株式会社 ④再委託の有無: 再委託しない	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)＞提供・移転の有無	提供を行っている: 58件 移転を行っている: 23件	提供を行っている: 59件 移転を行っている: 29件	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)＞移転先⑥移転方法	削除 【○】電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	【○】紙 【○】その他(LGWAN)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞6.特定個人情報の保管・消去	◆文京区では～ ④～3年間保管する。 ⑤～約40日分の～	◆文京区では～ ④～1年間保管する。 ⑤～約1カ月分の～	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞2.取納情報ファイル	削除 1.特定個人情報ファイル名～7.備考	-	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	II 特定個人情報ファイルの概要＞3.滞納情報ファイル	削除 1.特定個人情報ファイル名～7.備考	-	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	修正 (1)課税情報ファイル 43.分離株式譲渡所得(未公開) 92.分離株式譲渡収入(未公開) 削除 (2)収納情報ファイル 1.~25. (3)滞納情報ファイル 1.~33.	修正 (1)課税情報ファイル 43.分離株式譲渡所得(一般) 92.分離株式譲渡収入(一般) 追加 (1)課税情報ファイル 215.特例適用配当所得 216.特例適用利子所得 217.上場等配当等繰越控除 218.特例医療費控除	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	Ⅲ リスク対策>2.特定個人情報入手(情報ネットワークシステムを通じて入手を除く。)>リスクに対する措置の内容	◆対象者以外の～ ③～該当市区町村を調査した上で、郵送等により～	◆対象者以外の～ ③～該当市区町村を調査し、データ若しくは紙媒体にて～	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	Ⅲ リスク対策>3.特定個人情報の使用>ユーザ認証の管理>具体的な管理方法。	追記 ◆ユーザIDによる識別とパスワードによる～ ◆ユーザID・パスワードによる～ 削除 ◆年に1回(4月)、利用者全員のパスワード変更を行っている。	追記 ◆ユーザIDによる識別とパスワード、生体認証による～ ◆ユーザID・パスワード・生体認証による～	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	Ⅲ リスク対策>5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報ネットワークシステムを通じて入手を除く。)>特定個人情報の提供・移転に関するルール>ルールの内容及びルール遵守の確認方法	◆～検査した上で、必要な情報のみをFTP転送やMO又はUSBメモリで提供することとしている。	◆～検査した上で、必要な情報のみの提供を許可している。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	Ⅲ リスク対策>8.監査>実施の有無	追加	[○]自己点検	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	Ⅲ リスク対策>2.収納情報ファイル	削除 1.特定個人情報ファイル名～10.その他のリスク対策	-	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	Ⅲ リスク対策>3.滞納情報ファイル	削除 1.特定個人情報ファイル名～10.その他のリスク対策	-	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	(別紙1)事務の内容	地方税電子化協議会、他	地方税共同機構、他図式修正・追記、項目修正・追加	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	(別紙2)特定個人情報の提供	項の削除(法令上の根拠) 番号 法別表第2の119項	項の追加(法令上の根拠) 番号 法別表第2の20・53・120項	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
	(別紙4)特定個人情報の提供	削除	-	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出



1月1日に文京区内に住所のある者、または文京区内に住所はないが文京区内に事務所・事業所・家屋敷がある者について、前年中の所得に応じて所得割、均等割を算定し、賦課決定を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に通知し、徴収する。

〔特別徴収義務者〕給与や年金の支払者であって、支給額から差し引いて納める義務を負う者

〔特別徴収〕納税義務者の給与・年金支給額から特別徴収義務者が差し引いて納める方法

〔普通徴収〕納税義務者が直接納める方法

- ① 1月1日に住所を有する者を課税対象者として課税対象者情報を準備する。
(地方税法第294条、第295条、第318条)
 - ・1月1日に住所を有しない者のうち、文京区内に家屋敷がある者について、課税対象者情報を準備する。
 - ・文京区内に住民票はないが、居住実態のある者についても課税対象者情報を準備する。
- ② 実績等勘案し、提出可能性が高い住民に対し、住民税申告書を送付する。受付は、窓口・郵送で受ける。
 - ・実績等勘案し、提出可能性が高い特別徴収義務者に対し、事業所情報等を記載する総括表を送付する。
- ③ 納税義務者が、税務署に提出した確定申告書を国税庁システムを経由し受領する。
(地方税法第317条の3 等)
- ④ 年金支払者からデータ若しくは紙媒体にて年金支払報告書を受領する。
(地方税法第317条の6 等)
 - ・給報支払者からデータ若しくは紙媒体にて給与支払報告書のほか、退職・転勤等の情報の届出を受領する。
(地方税法第317条の6 等)
 - ・確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書のうち、1月1日以前に転出した者又は1月1日以降に転入した者について転出先・転入元区市町村にデータ若しくは紙媒体にて当該資料を送付する。
 - ・納税義務者より寄附を受けた自治体から、データにて寄附金特例通知書を受領する。
〔ふるさと納税ワンストップ〕(地方税法附則第7条 等)
- ⑤ 他区市町村在住の配偶者・被扶養者について、他区市町村に所得の照会等を行う。
〔紙媒体及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携〕
- ⑥ 個人住民税額の算定を行い通知する。
(地方税法第292条 等)
 - ・文京区内に住民票はないが、居住実態のある者について課税した場合は、住民票のある区市町村に通知する。
(地方税法第294条第3項)
 - ・特別徴収義務者へ税額通知書を送付する。
 - ・希望事業所には、電子正本を送信する。
 - ・給与からの特別徴収対象者は、本人あて納税通知書(税額決定通知書)を特別徴収義務者への特別徴収税額通知書に同封し通知する。
(地方税法第321条の4 等)
 - ・年金からの特別徴収対象者は、特別徴収義務者及び本人あてに通知する。
(地方税法第321条の7の5 等)
 - ・普通徴収対象者は、本人あてに通知する。
(地方税法第319条の2 等)
- ⑦ 口座振替を希望する者から口座振替依頼書を受領し、口座振替により徴収する。
- ⑧ 通知した個人住民税について、普通徴収または特別徴収の方法で徴収する。
(地方税法第319条 等)
- ⑨ 納付状況により、過誤納金に係る還付・充当通知を送付する。
(地方税法第17条 等)
- ⑩ 振込先口座等が記載された還付金請求書を、還付を受けようとする納税義務者から受領する。
- ⑪ 納期限を経過して課税額の納付がない納税義務者に対して督促状を送付する。
(地方税法第329条 等)
- ⑫ 督促後、課税額の納付がない納税義務者へ催告書を送付する。
- ⑬ 財産調査のため、国、都道府県、区市町村へ照会を実施する。
- ⑭ 滞納処分を実施する。
(地方税法第331条 等)
- ⑮ 財務会計に収滞納管理システムの情報から算出した調定情報の報告を行う。
- ⑯ 東京都に課税状況調べや各種統計情報の報告を行う。
(地方税法第46条 等)
- ⑰ 都民税相当分の納付又は納入のあった場合は、その翌月10日までに東京都に払込を行う。
- ⑱ 情報提供ネットワークシステムに、賦課決定した個人住民税課税状況を登録する。

(別紙2) 特定個人情報の提供

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
7	都道府県知事	番号法別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
8	市町村長	番号法別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10	市町村長	番号法別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	市町村長	番号法別表第2の20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	都道府県知事	番号法別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	都道府県知事等	番号法別表第2の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
14	市町村長	番号法別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	都道府県知事	番号法別表第2の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第2の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
22	国家公務員共済組合	番号法別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
23	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
25	厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
26	市町村長	番号法別表第2の53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
28	都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
29	地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
31	市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
32	市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
33	都道府県知事	番号法別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
34	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の64項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
35	都道府県知事等	番号法別表第2の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
37	都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
38	市町村長	番号法別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の71項	労働施策の総合的な推進並びに雇用の安定及び職業生活の充実等による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
41	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
42	厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の85項の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
44	都道府県知事等	番号法別表第2の87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
45	厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法別表第2の92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
47	市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
49	厚生労働大臣	番号法別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
50	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
51	独立行政法人 農業者年金基金	番号法別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
53	厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
54	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
56	厚生労働大臣	番号法別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
57	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号法別表第2の115項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
58	市町村長	番号法別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
59	都道府県知事	番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

(別紙3)税情報移転状況

移転先	番号法上の根拠	移転先における用途
健康推進課	番号法第9条第1項別表第一の項番7	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課		
障害福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第1項別表第一の項番10	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
税務課	番号法第9条第1項別表第一の項番16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉政策課	番号法第9条第1項別表第一の項番19	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項別表第一の項番30	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項別表第一の項番31	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第1項別表第一の項番37	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
高齢福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番41	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第1項別表第一の項番46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
障害福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先	番号法上の根拠	移転先における用途
健康推進課、保健SC	番号法第9条第1項別表第一の項番49	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第1項別表第一の項番56	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国保年金課	番号法第9条第1項別表第一の項番59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第1項別表第一の項番63	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
介護保険課	番号法第9条第1項別表第一の項番68	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第1項別表第一の項番70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課	番号法第9条第1項別表第一の項番84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
予防対策課		
障害福祉課		
保健サービスセンター本郷支所		
幼児保育課	番号法第9条第1項別表第一の項番94	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
子育て支援課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番1	文京区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番2	文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
生活福祉課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番4	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
障害福祉課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番5	文京区心身障害者等福祉手当条例による心身障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番6	文京区福祉タクシー事業実施要綱による福祉タクシー利用券の交付に関する事務であって規則で定めるもの
	番号法第9条第2項条例別表第一の項番7	文京区自動車燃料費助成事業実施要綱による自動車燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
予防対策課	番号法第9条第2項条例別表第一の項番8	文京区精神障害者福祉手当条例による精神障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

システム構成イメージ

